

国民健康保険料収納事務の委託告示書

国民健康保険法(昭和33年12月27日号外法律第192号)第80条の2の規定に基づき、国民健康保険料の収納事務を次のとおり委託したので、同法施行令第29条の23第1項の規定により告示する。

令和6年4月1日

新潟市長 中原 八一

委託事務	国民健康保険料の収納事務
委託期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
受託者	株式会社第四北越銀行
	地銀ネットワークサービス株式会社
	株式会社しんきん情報サービス
	株式会社セイコーマート
	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
	株式会社ファミリーマート
	株式会社ポプラ
	ミニストップ株式会社
	山崎製パン株式会社
	株式会社ローソン
	PayPay株式会社
	LINE Pay株式会社